

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会について

【臓器移植委員会における検討】

- 厚生労働省は、臓器移植法の運用に当たり、臓器移植法に基づく手続等について、
 - ・臓器移植法により委任を受けた事項について定めた厚生労働省令（脳死判定基準等）
 - ・運用上必要な事項について厚生労働省が定めたガイドライン（意思表示可能な年齢等）を定めているところである。

これらを定める際には、専門家の意見を聴くため、臓器移植委員会（厚生科学審議会の下に設置）において、議論をお願いしている。

※平成9年の臓器移植法施行に併せて、旧厚生省の公衆衛生審議会の下に設置。
平成13年の厚生労働省発足に伴い、厚生科学審議会に移行。

【今回の法律改正を受けた対応】

- 先の通常国会で一部改正法が可決・成立（7月17日公布）し、来年1月の親族優先提供に係る部分から順次施行となる。
 - ※施行日：平成22年1月17日（親族優先提供に係る部分）
平成22年7月17日（小児からの臓器提供等に係る部分）
- 改正法の施行に向けて、まずは、年内にも、親族優先提供の実施に必要な事項について、ガイドライン等の改正が必要となる。
- 改正に当たっては、臓器移植委員会等における専門家の御議論をいただくとともに、パブリックコメントを経た上で行う予定である。

【第二十六回臓器移植委員会の議事概要】

- 上記の背景から、臓器移植委員会の開催準備を進めた結果、平成 21 年 9 月 15 日に、一部改正法の公布以来、初めての委員会開催となった。
- 委員会では、今後の施行に向けた「検討課題」を提示するとともに、課題毎に作業班や研究班を設けて専門的な検討を行う方針を示し、了承を得た。
 - ※ 具体的には、
 - ・意思表示等に関する作業班（仮称）（親族の範囲、15 歳未満の者による拒否の意思表示について等）
 - ・普及啓発に関する作業班（仮称）（ドナーカードの様式、普及啓発の方法等）
 - ・臓器毎による作業班（ドナー適応基準、レシピエント選択基準等）
 - ・厚生労働科学研究 研究班（小児の脳死判定基準等）により今後検討を行っていく。
- 親族への優先提供、小児からの臓器提供、普及啓発など検討を要する課題を、今後作業班等において検討を行う際に留意すべきと考える点等について、各委員から意見を頂いた。
- 審議の過程で、親族優先提供の対象となる「親族」の範囲について、各委員より、国会における提案者の答弁を尊重し、「親子と配偶者」とすべきとの意見が出された。
- 今後は、臓器移植委員会の御意見を踏まえつつ、作業班において詳細な検討を行い、ガイドライン案を作成し、臓器移植委員会に報告する。

(別添 1)

「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」国会会議録抜粋
(親族優先提供の範囲に関する部分)

○ 平成 21 年 5 月 27 日衆議院厚生労働委員会 河野太郎君(提案者)

(略) いわば命の受け渡しをした親子、あるいは配偶者といった家族の中で、(略)。

ガイドラインで、親子及び配偶者に限り、事前にそうした方がレシピエント登録をされている場合、そしてドナーになる方が書面でその意思を明確にしている場合に限り、親子及び配偶者に対しては親族の優先提供を認めることということで、かなり厳しい枠をはめて、その中に限り優先提供をこれは心情を考慮して認める。(略)

※ 親族に臓器の優先提供を認める規定(平成 22 年 1 月 17 日施行)

(親族への優先提供の意思表示)

第 6 条の 2 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示使用とする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。